

構成員提出資料

・安部委員	1
・奥山委員	5
・清水委員	14
・宮島委員	18

安 部 委 員

I 児童相談所 SV が抱える構造的課題

児童相談所の機能強化の中核は指導的役割の児童福祉司（以下「SV」とする）の充実と思われるが、その達成はなかなか困難である以上に、SV を取り巻く構造的課題があるように思われる。

今回のワーキングに直接関係ないかもしれないが、構造的課題について少し考察する。

1 SV 役割の混同（SV 数の水増し？）

都道府県等が厚生労働省に SV として届けている人数の水増しが疑われる数字がある。それは、

①プレイングマネージャー（係長，班長，グループリーダー等）

⇒児童福祉司の直属の上司で、担当ケースの処遇等を直接指導

②マネージャー（課長等児童相談所運営指針の「部門の長」）

⇒児童福祉司の困難ケースの検討にも参加するが、主に組織全体の運営を担当という 2 つの別の役割の両方を計上している可能性がある。

一部の自治体と思われるが放置していいか？

2 資格基準逸脱の疑い

SV は児童福祉法第 13 条第 5 項で「おおむね 5 年以上勤務した者」と任用基準を定めている。しかし筆者が知っているいくつかの県では、その基準を満たしていない職員が上記①の係長（=SV）として任用されている。

5 年以上の勤務経験は絶対の品質保証を意味しないが、SV が児童相談所の機能を十分把握し、ケースの見立てや支援プランの策定などが十分示せない可能性は高い。

3 採用年代との現在の児童相談所状況のギャップ

多くの児童相談所で係長や班長（=SV）になるのは 40 歳代からである。そのため、例えば現在 45 歳の係長（SV）の採用は 2000（平成 7）年の児童虐待の防止等に関する法律が成立した前後である。虐待相談件数は今ほど多くはないが、対応策は手探りの状態であった。

もし専門職採用をしている都道府県等で、20 歳代に児童相談所で 5 年間児童福祉司を経験して SV 任用資格があっても、10 年間児童相談所とは別の部署で業務に従事した後に今年 SV に任用されても、昨今の児童相談所を取り巻く厳しい状況と、さまざまな法改正を経て期待される役割が変わりつつある現状に追いつくのは少々時間を要する。

4 組織に SV 育成計画がない

SV は 2016(平成 28)年の児童福祉法改正で設置された役職である。しかし、その前から児童相談所には児童福祉司を統括・指導する係長等の役職はあった。大阪市等専門職採用

をしている大都市圏では組織内の社会福祉職の数は一定のボリュームはあり、独自の育成計画もあると想像できる。

しかし多くの都道府県等では児童相談所職員は全公務員の 1%程度ではないか。そのため、SV としての適性より年功序列の年齢による昇格と、過去の職歴による SV 配置になっていると推察される。多くの自治体では人事担当部署が中央児童相談所長に人事異動のヒアリングはあると思われる。しかしそれは次年度の異動計画であり、10 年後を想定した体系図ではないと思われる。

5 自治体職員としての児童福祉司（自分でキャリアプランが立てられない）

前回のワーキングでも議論になったが、現在児童福祉司として任用されている職員は、すべて各地方自治体職員として採用され、人事発令により児童相談所や他の職場へと異動していく。そのため現在の職場の在所期間はある程度想定できても、その先のポストの約束はなく、将来像も不明確である。

これは SV も同様であり、事前に SV になる準備を自分で積むことは難しい。

SV は児童相談所組織の中核である。その充実がなければ、児童福祉司は疲弊し、子どもは守れず、保護者や関係機関との不必要な対立で消耗し、成功体験が少ないために魅力的な職場にならず、各自治体の最悪の職場となってしまう。

しかし上記 3～5 のような構造的な課題が 1～2 で表面化するのを防止しているのであるろう。

II 初期対応と家族支援のバランス

2016(平成28)年児童福祉法改正付帯検討事項の一つは「児童相談所の介入機能と支援機能の分離」である。この点に関しては、昨年度の「児童相談所内での初期対応と支援機能の保障(確保)の仕組み」に議論が収れんしたように思われる。

しかし、

- ①生命(安全)確保のための積極的な一時保護
⇒児童相談所と保護者の深刻な対立を生みやすい
保護者が他の支援機関との関係も拒否をして、以後の接触困難
- ②親子不分離の原則に従い、親への支援を通して子どもの福祉実現
⇒保護者との対立回避のより子どもの死亡事例多数
- ③各自治体で歴史や体制が異なる
- ④初期対応組織の有無があり、有無両方にメリットとデメリットあり

全国で統一の体制(システム)の規格化は困難

- 〔 ①②ともに重要・必要
- 〔 ①②ともに現行法で権限・機能等は整備されている

<対応策>

- A いくつかのモデル提示?
- B 児童相談所での判断のたびに、一時保護決定アセスメントシートに記入し、対応策が別の選択の場合には、その理由を明記する?

奥 山 委 員

委員提出資料

奥山 真紀子

1. 取り纏めに関して

1) これまで、国の委員会や検討会で多くの議論がなされ、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告書」および「新しい社会的養育ビジョン」で報告されてきている。それを無にしてゼロから議論を行うこと自体が問題である。この二つの報告書のまとめを必ず提示すべきである。取り纏めも、それぞれの記載内容を最初に箇条書きにして提示してから議論を記載すべきである。

2) また、目黒事件に関する検証報告書の国への提言も盛り込むべきである。緊急総合対策は検証以前に出たものであり、本検証報告書の提言を基に見直されるべきである。

3) 子ども家庭局と密な議論のもとに作られた、「新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程」(P46～56)が現在どこまで進捗できているのかをまず事務局が提示して、今後の計画を提示すべきである。別紙に、今回関係する箇所についての質問を以下に提示するので、お答えをお願いします。

なお、人材育成ワーキングの議論の遅れがあり、資格化まで議論が進んでいなかったため、資格化に関してはビジョンではあまり取り上げられていないが、必要性がないという意味ではない。

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告書」および目黒事件の検証報告書の国への提言をみれば、必要性は明らかである。

4) まず、問題となっている点を挙げ、それを解決するための方策としてこれまでの委員会およびこのワーキングでの意見を提示し、これまで示された改革に反対の意見に関しては別の解決策を必ず提示して書き込むことが必要。これだけ死亡事例があり、現状の問題点があって改革案が出てきているのであるから、今のままで良いという意見は採用しないことが重要!!

5) 「これまでの主な意見」が内容の基礎になるとしたら、委員の発言を正確に記載すべきである。一部を以下にあげる。

○児童相談所の標準化に関しては、単なる「第三者評価」ではなく、ビジョンで掲げられたように、機構の設置が必要。

○一時保護の第三者評価も同様。

○児相や市区町村の機能で民間委託できるものを委託できる方向性が必要という話が出ていたと記憶しているが書かれていない。

○児童相談所の職員のプロ意識の必要性に関して書かれていない。

○児童相談所を専門機関とすることも書かれていない。

○協同面接に関しては、法的な対応をせずに開始したことが問題。法整備が必要。

2. 提示された「今後の検討事項」で議論されていない項目

1) 専門性の強化に関して弁護士・医師の常勤化に関して

目黒事件の報告書にもあるように、専門的なアセスメントが重要になる場面もある。複雑化している（複雑であることを見立てる力が求められている）子ども家庭福祉の現状を考えると、**常勤弁護士・医師の配置の義務化が必要**

2) 中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進

中核市は以前から設置ができることになっているのに進んでいない。また、28年改正法施行後2年がたつが5年で全ての中核市ができる状況にない。⇒**必置にすべき**

3) 適切な一時保護の実施

目黒事件を見ても、アセスメントの問題が大きい。現状のアセスメントシートでは重篤とみなされない危険もある。例えば、危険な傷とそうでない傷の判断もそこには入っていない。**適切なアセスメントに資する情報の収集と見立てに関するテキストが必要ではないか？**更に、**一時保護解除に関わるソーシャルワークの在り方を提示すべきではないか？**

4) 子どもの権利擁護の仕組みの構築

児童福祉審議会を用いた権利擁護の在り方およびアドボケイト制度の構築を進めるべきである。下記は都道府県推進計画の記載であり、この状況を説明してほしい。

都道府県社会的養育推進計画策定要領 P9

国において、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みなど、子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて調査研究を行っており、この結果について周知していく予定としている。都道府県においては、これを踏まえて取組を行うこと。

⇒**アドボケイト制度を法的に担保することも視野に入れる必要がある。**

5) その他

自立支援に関して議論すべきである

措置をした責任は公的なものであり、その子どもの自立支援は公的な責任である。従って、分離措置のみならず、在宅措置を行った子どもの自立支援を都道府県が責任をもって行う仕組みを作るべきである。

<別紙>

赤字に関してお答えいただきたい。

5) 一時保護改革

・本報告書に基づいた一時保護所の在り方ガイドラインを作成するとともに、職員配置基準を児童養護施設と同等以上とすることを明記。【国】(平成 29 年度) ⇒配置基準は明記されているか？

・一時保護職員の研修枠拡大【国】(平成 30 年度) ⇒行っているか？

・一時保護スーパーバイザーの創設と研修【国】(必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現) ⇒見通しはどうなっているか？

・子どもにとっての生活必需品が個人所有として初日から配布できるような財政的手当【国】(必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現) ⇒見通しはどうなっているか？

・アセスメント一時保護施設を開放的な空間として確保するための、施設の一時保護定員枠の設定【国】(平成 30 年度) ⇒定員枠についての状況は？

・一時保護実施特別加算費の要件を見直す等により、地域に分散した小規模な一時保護専用施設の設置を促進【国】(平成 31 年度) ⇒予算要求はできているか？

・一時保護委託を受けた施設もしくは里親に対する通学送迎加算の創設【国】(必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現) ⇒見通しは如何か？

・閉鎖空間での緊急一時保護、開放空間でのアセスメント一時保護を整え、閉鎖的空間における緊急一時保護期間の設定及び延長時の手続保障制度の創設【国】(平成 32 年度より実施) ⇒見通しは如何か？

・それぞれの職員配置基準の適正化、スーパーバイザーの配置の推進【国】(必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現) ⇒見通しは如何か？

・都道府県等において、上記ガイドラインに基づき、既存の一時保護所の見直し、一時保護専用施設・一時保護委託里親の必要数、一時保護に関わる職員の育成など都道府県一時保護適正化計画(平成 31 年からの 5 年計画)を策定。【都道府県】(平成 30 年)。5 年後には、緊急一時保護とアセスメント一時保護の平均入所期間及び原籍校に通学できる学齢以上の子どもの統計を取り可視化する。

・一時保護の第三者評価の準備と実施【国】(平成 29 年度第三者評価基準・項目・評価方法の策定、平成 30 年度専門チームによる試行、平成 32 年度以降、全一時保護施設で実施) ⇒専門チームはできているか？

・並行して、一時保護所における子どもの権利擁護状況の研究事業(一時保護解除時の無記名アンケート調査など)【国】(平成 30~32 年度) ⇒前回ご報告頂いた。

2. 児童相談所改革

1) 中核市・特別区の児童相談所設置

・各都道府県にある中核市・特別区が児童相談所を設置できるような支援方法を計画

し、平成 33 年度までに中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにする【都道府県】（平成 30 年度に詳細計画を作成する）⇒詳細計画はどのようになっているのか？

・そのために必要な制度的な支援を国が行う【国】（平成 29 年度～）⇒支援は十分か？

2) 通告窓口の一元化

・通告窓口を一元化する場合には通告を受ける機能を児童相談所、市区町村以外にも、都道府県庁が行えるように制度を改正する【国】（平成 33 年度）⇒見通しは如何か？

・一元化された窓口として必要な情報（これまでの通告に関する情報など）及び窓口の対応の在り方を提示する【国】（平成 33 年度）⇒進捗は如何か？

・一元化された窓口が設置される場合の職員研修の構築及び財政的支援を行えるように提示する【国】（平成 33 年度）

・上記の状況を踏まえた各都道府県の一元化された通告窓口計画【都道府県】（平成 33 年度）

3) 児童相談所の機能分化

・調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能の機能分化の在り方を検討し、検討結果を踏まえた人員配置を含む体制の在り方を提示【国】（平成 30 年度）⇒人員配置まで含めた体制の在り方を提示することが必要。

・上記を踏まえ、児童相談所の機能向上に関しての改革を調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能への機能分化も含めて実施する計画を作成【都道府県】（平成 31 年度）

4) 在宅措置・通所措置

・在宅措置・通所措置に関する活用の徹底【国】（平成 29 年度）⇒どのように徹底がなされたか？反応は如何か？

・在宅措置・通所措置の事例集の作成【国】（平成 30 年度）⇒行っているか？

・在宅指導措置件数を委託先ごとに集計して公表【都道府県】（平成 30 年度より）⇒準備はできているか？

・通所措置制度を創設し、在宅措置・通所措置に係る公費制度を創設【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）⇒どのような進捗になっているか？

5) リーガルソーシャルワークの充実

・平成 29 年改正法による司法関与の利用に関して、児童相談所運営指針に書き込むとともに、ガイドラインを Q&A も含めて提示【国】（平成 29 年度）⇒Q&A は提示されているのか？

・平成 29 年改正法に関わる、一時保護審査、保護者指導への司法関与について、その件数と成果・問題点を全国レベルで調査する【国】（平成 31 年度）。上記調査結果や児童相談所の体制の整備の状況等を踏まえ検討し、必要な措置を講ずる【国】（平成 33 年度）。⇒調査の準備はできているか？

・児童相談所に配置される弁護士を対象とした研修制度の検討・確立【国】（平成 31 年度） ⇒研修制度は確立できるか？

・全ての児童相談所への弁護士配置を 5 か年計画【都道府県】（平成 33 年度）

・児童相談所への弁護士配置状況を公開【国】（平成 29 年度より） ⇒本日の資料

6) 人材育成 ・今年度より行われている児童福祉司スーパーバイザー研修及び社会福祉主事等の任用前 研修及び児童福祉司研修の実施状況の集計及びその効果判定を行う

【国】（平成 29 年度 より） ⇒効果判定の結果は？

・オンザジョブトレーニングの在り方を検討し、効果判定を行う【都道府県】（平成 30 年 度より）

3. 市区町村の子ども家庭支援体制の構築

・本報告書に基づき、各市区町村が都道府県とともに、妊娠期から自立まで、及びポピュレーションアプローチから在宅措置・通所措置委託といったハイリスクアプローチまで、子ども家庭支援の全体構想を構築し、都道府県がそれを集約する【都道府県】（平成 31 年度）なお、その構想を策定するにあたって、保健と福祉の協働及び教育との連携、保健師の役割が適切に組み込まれているものとする。

・市区町村は、上記構想を平成 36 年度までに実現することとし、都道府県はそれをモニタリングし、支援を行う【都道府県】（平成 36 年度まで）

・市区町村の財政基盤の強化のための支援を行う【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現） ⇒進捗状況は如何か？

・市区町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開を支援するチームの創設【国】（平成 30 年 度（5 年程度継続）） ⇒チームが活動しているか？

・市区町村間の情報共有システムのサポート【国】（平成 32 年度） ⇒見通しは如何か？

・在宅支援サービス強化の一環として、子どもへの直接的支援事業（派遣型）の創設【国】（平成 31 年度） ⇒準備は如何か？

・ショートステイの利用促進のため、ショートステイ定員枠を子ども人口比で設定【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現） ⇒見通しは如何か？

・自宅からショートステイ先への送迎及び通学送迎加算を設定【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現） ⇒見通しは如何か？

・児童家庭支援センターの経費に関して、現行の事務費及び相談支援件数に応じた補助に 支援内容を加味した経費が支払われる仕組みを検討し、児童家庭支援センターを児童福祉施設及び他の法人が設置することを誘導する【国】（平成 30 年度以降） ⇒進捗状況は如何か？

・児童相談所管内に人口規模に応じて 1 か所以上の児童家庭支援センターを設置する計画を策定【都道府県】（平成 30 年度までに計画を策定し、平成 41 年度までに設置）

・都道府県が行っている要対協専門職研修の効果をモニタリングして、研修の向上を図る【国】（平成 30 年度より）⇒モニタリングはどのようになっているか？

・研修対象を市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員に広げる【都道府県】（平成 30 年度より）

・保育所等における保育の質の向上及び子ども家庭支援機能として、保育士の職員配置の改善を目指すとともに、調査・研究等も行いながら、研修の充実等を通じて保護者支援・子育て支援に対する専門性の向上に取り組む。また、子どもの発達の問題や養育機能の問題に悩む家庭が増加していることから、保護者支援、子育て支援の向上に向けて、保育所等におけるソーシャルワークの機能について、今後の調査研究等を踏まえ検討する

【国】（平成 29 年度以降も継続的に実施）⇒進捗状況は如何か？

・経済的に困窮している妊婦への妊娠検査にかかる費用などの支援体制【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）⇒見通しは如何か？

・24 時間 365 日の妊娠相談【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）⇒見通しは如何か？

4. 自立支援

・「社会的養護自立支援事業」の広報の強化、実施の促進【国】（平成 29 年度）

・ケア・リーバー（社会的養護経験者）の実態の把握【国】（平成 30 年度）⇒どのようになされているか？

・自立支援に関する検討組織の設置【国】（平成 29 年度～）

以下の項目について検討

・「自治体で行う自立支援に関するガイドライン」の策定【国】（平成 30 年度）⇒作成されているか？

・ケア・リーバーの地域移動等に対応しうる自治体・関係機関連携の枠組みの検討

【国】（平成 30 年度）⇒検討はなされているか？

・自立支援計画の策定・実施過程への当事者参画に関するモデル事業（自治体）の実施【国・都道府県】（平成 32 年度）⇒準備は始めているか？

・施設における退所者支援、アフター・ケア事業の評価と強化の在り方の検討【国】（平成 30 年度）⇒検討はなされているか？

・地域生活支援の強化方策（①ケア・リーバーと支援者の日常的なつながりの維持・強化方策、②地域生活開始時の集中的支援の在り方と必要初期費用、③妊娠・出産時の集中的支援と費用負担の在り方、④離職、疾病入院等、困窮リスクの発生時の介入方法・生活費用支給の在り方、⑤法的支援の保障と弁護士費用等の公費負担の在り方等）の検討【国】（平成 32 年度）⇒見通しは如何か？

上記国レベルでの検討を踏まえ、

・自治体レベルでの自立支援に関する検討組織の設置と「当事者」の参画【都道府県】

(平成 33 年度)

・ケア・リーバーの実態把握の自治体の責務化と毎年の公表の実施【都道府県】(平成 33 年度)

・高等学校卒業後の進学機会の保障【国】(平成 31 年度) ⇒見通しは如何か？

・地域生活支援の強化方策の実施【国】(平成 31 年度) ⇒見通しは如何か？

・「社会的養護自立支援事業」の評価と今後の在り方の検討【国】(平成 32 年度) ⇒見通しは如何か？

・「在宅措置」をうけた子どもの自立支援の在り方の検討【国】(平成 32 年度) ⇒見通しは如何か？

・社会的養護下にあった子ども・若者全体を対象とした自立支援制度の構築と法整備【国】(平成 33 年度) ⇒見通しは如何か？

5. 子ども福祉の評価機構の構築

・海外の評価機構等の状況を調査し、日本における子ども福祉の評価機構の在り方を提示【国】(平成 31 年度までに) ⇒31 年度までにできる予定か？

・上記一時保護に関する第三者評価チームを核に上記の提示に基づき、児童相談所、一時保護を行う施設・里親、代替養育を行う施設・里親に関する子ども福祉の評価機構を構築する【国】(平成 34 年度) ⇒進捗状況は如何か？

6. 子どもの権利擁護

・各行政分野において子どもの権利擁護者及び機関の必要性を広報する【国】(平成 30 年度) ⇒進捗は如何か？

・現行、アドボケイトとしての機能を持つ児童相談所が家庭裁判所に申し立てる未成年後見制度を活用するため、その実施状況を把握するとともに、未成年後見人支援事業を推進する【国】(平成 30 年度) ⇒進捗は如何か？

・児童相談所の決定に関して、児童福祉審議会が子ども本人、その代理人もしくはアドボケイト、要対協から申請を受けて子どもの権利が擁護されているかの審査に関し、モデル事業(平成 30 年度)を行い、その仕組みを提示する(平成 31 年度)【国】 ⇒モデル事業の状況は？

・社会的養護を受けている子どもへの訪問アドボケイト事業に関し、モデル事業(平成 31 年度)を行い、それに基づき制度を構築する。(必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現)【国】 ⇒モデル事業の準備はできているか？

・上記の提示を受けて各都道府県で子どもと関係機関に周知して開始する【都道府県】(平成 32 年度)

7. 統計改革、検証、データベース構築及び調査研究

・児童相談所及び市区町村で使われている業務統計を見直し、現状に合っている形で定義を明確にした統計に変更するため、変更案とその定義を提示し（平成 29 年度）、一部の地域で新統計をモデル的に試行し（平成 30 年度から）、全国での統計を変更する（平成 35 年度）【国】 ⇒進捗は如何か？

・特に、虐待統計に関しては、海外との比較も行えるよう、児童相談所と市区町村への通告件数等、統計項目を検討して定義を明確にし（平成 29 年度）、一部の地域でモデル的に試行し（平成 30 年度から）、新たな統計を開始する（平成 35 年度）【国】 ⇒進捗は如何か？

・一時保護及び代替養育や在宅措置を行った子どものフォローができ、プライバシーが守られるようなデータベースの構築を検討（平成 29 年度）し、そのデータを集めて検討できる研究が行える機関に集約できるシステムを構築（平成 33 年度を目指す）【国】 ⇒データベースの検討結果は？

・児童相談所、市区町村の子ども家庭福祉、一元化された通告窓口などが通告情報を共有できるデータベースを構築して、都道府県に提示【国】（平成 34 年度）⇒見通しは如何か？

・上記データベースを用いた都道府県の対応を開始する【都道府県】（平成 35 年度）

・Child Death Review（CDR）に関して、厚生労働科学研究（平成 28～30 年度）と併行して、実現のために省庁横断的に検討を進め、法的整備も含めた制度の在り方について検討を行い（平成 31～32 年度）、それに基づき実現を図る【国】 ⇒進捗は如何か？

・子ども虐待、非行及び社会的養育に関する調査研究の基盤を強化する【国】（平成 32 年度）⇒見通しは如何か？

清 水 委 員

市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に関する意見

山口県健康福祉部こども・子育て応援局

こども家庭課 清水 義弘

市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等について、都道府県としての意見を提出します。

1 児童相談所業務の在り方について

① 児童相談所の機能分化について

介入と支援は、明確に分けられるものではないため、機関を分けるのではなく、児童相談所内での業務分担とすることを前提とする。

機能の分化については、セクションを分けることで、より客観的な判断ができる、また、速やかな介入と事後の円滑なケースワークができるなどの意見はあるが、一方で、児童相談所の規模や組織体制、相談件数等が大きく異なる中、全国一律に介入と支援を分離する方式を導入することは、現場に大きな混乱を生じさせ、小規模な児童相談所ではセクションを分けることは困難との声もある。

このため、国において、児童相談所の規模等に応じた機能の分化の在り方をモデル等により示した上で、各児童相談所において、地域の特性等も踏まえて、選択を行うのが現実的と考える。

② 児童相談所への第三者評価導入について

第三者評価の導入については、児童相談所の業務の均質化や全体的な資質向上のためには、客観的な評価の仕組みの導入が必要との意見が多いが、各児童相談所の地域の実情に応じた様々な取組が阻害されないよう、評価項目や評価方法・基準等について、一律なものとならないよう、国において十分に検討することが必要との意見もある。

第三者評価の導入に当たっては、実施方法等について、児童相談所設置自治体の意見を聴取し、具体的な内容の検討を行うとともに、導入前までに、児童相談所業務が適切に行えるだけの人員配置を行い、各児童相談所が、その趣旨や評価方法等について理解するための十分な準備期間を設けた上で、できるだけ負担の少ない方法で実施することが必要と考える。

なお、ごく一部ではあるが、導入に反対する意見もあった。

2 要保護児童の通告の在り方について

住民が迷わず通報できる点で、通告窓口の一元化はわかりやすいという意見も

あるが、一元化しなくても、児童相談所と市町村が受理した内容を情報共有し、適切な役割分担に基づき対応すれば支障はないとの意見が多い。

特に、今後、子ども家庭総合支援拠点の整備が進み、市町村の体制が充実すれば、さらに迅速な対応が可能となると考えられる。

なお、通告に対し、迅速、効果的に対応できるよう、国において、児童相談所と市区町村が情報共有を効率的に行うことができるシステムの整備などを検討していくことが必要と考える。

また、通告の約半分を占める警察からの虐待相談が、大きな負担となっており、警察側で、児相以外にも通告できるよう警察規則の改正や警察でのトリアージ判断のチェックリストの作成を行うべきとの意見や通告窓口や初期対応を警察が担うべきとの意見もあった。

さらに、「189」の運用について、子育て相談等市町村で対応すべきものまで児童相談所に入り、業務を圧迫している状況があるため、虐待相談に限定することを検討して欲しいとの意見もあった。

3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上

① 児童福祉司のS Vの資格化について

児童福祉司の資質向上を図るためには、S Vの資格化またはS Vに求める役割や技術などを明確にすることが必要との意見がある一方、児童福祉司の採用自体が各自治体において様々であり、そうした中で、資格化を導入することは、都道府県側の人材確保等の対応が困難になるおそれがあるとの意見もある。

また、資格化について、その効果が十分検証されていないとの意見もあり、児童福祉司については、O J Tと研修の適切な組合せにより、専門性が高まっていくものであり、国において、S Vも含めた児童福祉司等の階層別の具体的な研修計画を策定し、各都道府県は、それを踏まえた長期的な視点で、職員の採用、人材育成を行うことが必要との意見がある。

S Vの資格化については、義務研修が平成29年度に導入されたばかりであり、その効果測定も十分でない段階で、資格化を導入することは、現場が混乱するおそれもあることから、資格導入については、人事異動等を考慮した効果の検証や費用面も含めて、長期的な視点に立って検討を行う必要があると考える。その間は、研修に実務演習を増やすなどにより、より実践的な能力が身に付くよう内容を検討するのがよいと考える。

② 児童福祉司及び市町村職員の資質向上について

児童福祉司S V以外の職員の資質向上について、市区町村としての専門性と児童相談所の専門性が異なることを念頭に、市区町村の体制整備も早急に検討すべ

き、職員の資質向上のためには、税務署税務官、家庭裁判所調査官に準じた全国統一的な研修設備と研修カリキュラムが必要、児童心理司についても研修の在り方の検討を行うことが必要、既存の国家資格を活用する上で、社会福祉士や精神保健福祉士のカリキュラムの改訂が必要などの意見がある。

4 その他

そのほか、下記のような意見がある。

- ・WG提案及び国による必要な財政措置の提示は、都道府県等の予算措置、事業説明等の事務に配慮した内容、手法及び日程であるべき。
- ・要保護児童対策地域協議会を必置とし、「調整担当者」の配置について、国が財政支援を行うべき。
- ・児童虐待情報の警察との全件共有については、相談者との信頼関係を損ねるリスクが高く、適当とは考えられないが、共有すべき情報の基準は明確にし、必要な情報が漏れなく共有できるようにすべき。
- ・児童相談所の在り方検討について、まずは「全国レベルで共有する点」と「都道府県単位の課題」に整理する必要がある。
- ・相談機能の向上、支援や指導活動の充実などの対応を充実させていくためには、現役で活躍している教員、警察などと連携していくことが一層求められており、こうした人員を児童相談所に配置することについて義務化も含めて検討し、児童相談所の機能強化を図る必要がある。
- ・都道府県をまたがる転居ケースが多くある現状を踏まえ、全国の児童相談所間のケース移管、情報提供等を行う際の活用が可能な情報共有システムを構築するとともに、当該システムについては、市区町村を中心とした児童相談に関わる関係機関の間でも情報共有が可能なシステムへと発展させる必要があると考える。

宮 島 委 員

過去3回の会議の中で、述べさせていただいたものに重なるが、特に大切だと考えることや言葉や情報を補う必要があることについて、以下のとおり申し上げる。

また、何点か、お聞きしたいと思う内容があるので、それについての質問も申し述べる。

1 市町村を中心に、児童相談所を含めて、力量のあるソーシャルワーカーを確保・育成するために必要なこと

児童虐待を防ぎ、養育に困難を抱える子どもと家族を支援する（児童の状況を把握することや保護機能を発揮することを含む。）ためには、その子どもと保護者が暮らす地域でソーシャルワークが展開できるようにしなければならない。そのためには、市町村が主な担い手になり、その市町村に力量があるソーシャルワーカーを配置し、同じ目標を持ちながらも一部の機能や立ち位置の異なる児童相談所とも対等に協議できるようにしなければならない。

このような体制を作る過渡的な対応として、児童相談所が市町村を支援し、組織上は外部に位置しながらも、市町村の関わりについて技術的助言や指導（コンサルテーション）を行うことも必要である。

しかし、日本のどの地域においても、ひとしく、すべての子どもの権利を保障してゆくためには、いつまでも、そのような過渡的な対応で留まることは適切ではない。社会的養育推進計画を確実に進め、可能な限り親子での安定した地域生活を続けられるように、子どもと家庭が地域で包括的な支援を受けられるようにすることが必要である。

それでは、どのようなすれば、市町村が、子どもとその家庭を支援する第一義的な主体であるという当事者意識を高く持ち（強め）、その責務を確実に果たせるかについて考えたい。そして、それを明らかにするために、以下の問いを立てたい。

ア 市町村の保健センターには必ず保健師が配置されており、同じく市町村には、直営方式と民間委託方式との別はあるにしても、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーという複数の専門職員を常勤で配置すること（概ね、中学校区毎に）が実現されている。それならば、何故、児童福祉法の改正により設置の努力義務が課せられたにもかかわらず、子ども家庭総合支援拠点の設置やそこへの専門職の配置が困難なのか。設置や配置が難しいということの問題の所在はどこにあるのか。財源の問題なのか、人材確保の問題なのか、法的に解決しなければならない何らかの問題があるのか、それとも他に何らかのハードルがあるのか。今後は進んで行くのか。

イ しばしば人口規模が小さい町村では専門職を配置することは難しいという声を聞くが、人口が1万人余りの町でも、保健師のみならず建築、土木、学芸員といった資格を持つ者（ないし取得見込み）を採用する例は見られる。

社会福祉士（登録者）は、平成28年度現在で、既に20万人を超え、毎年度更に約1万人ずつ増え続けている。また、更生保護などの領域においても同資格所持者を置くことや、総務省に置かれた研究会の報告書に、同資格を持つ者とはされていないものの「ソーシャルワーカーなどの技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能が求められる」といった記載がなされるといった動きもある。（平成30年7月「自治体戦略2040年構想研究会第二時報告・人

口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか)]

これらを踏まえれば、市町村が、例えば「行政職（社会福祉）」といった採用区分を設け、ソーシャルワーカーに求められる基礎的な学びを収めた職員を採用し、社会福祉のみならず、住民の暮らしを守る様々な部署での経験を積ませることは可能なのではないのか。

言い換えれば、対人支援、ネットワークング、関係者調整等に関するソーシャルワーカーとしての技能は、人事や組織運営を含めた自治体の業務を幅広く担当させる上でも、少なくとも不利とはならないものではないか。こういった視点でキャリアコースを示して、福祉専門職を採用し活用することは可能なのではないか。

ウ 市町村で、特に小規模な市町村においては、「高齢者福祉については事例の発生件数が相当程度あるが、子ども家庭福祉の事例は、そこまではない。」という声がある。また、この他に、「子ども家庭福祉領域では、この分野に特化した特有の専門知識や技術等が求められる。」といった声もある。

しかし、本当に、市町村には、困難を抱えた子どもと家族に関する専門知識や技術を必要とする仕事が少ないのかどうか。先に記した総務省に設置された委員会の報告書に記載された「放置すれば深刻化し社会問題化する危機」が想定されるような子どもや家庭は、母子保健領域でも、保育領域でも、また、学校教育の領域でも、公的扶助・生活困窮者支援の領域でも、一人親家庭支援やDV対策の領域でも、広く認められるはずである。このことを踏まえれば、実際に子ども家庭福祉におけるケースの発生件数が、高齢者福祉領域のそれと同等とまでは言わないまでも相当数はあると言えるのではないか。これを踏まえれば、地域包括支援センターのように中学校区毎に3人の専門職を置くというところまででは必要は無いにしろ、各市町村には最低1か所、人口規模等に応じては、複数個所の子ども家庭総合支援拠点を置き、ソーシャルワーカーとしての技能を持ち、且つ、子ども家庭福祉に関する専門知識や技術を持った職員を配置する必要性は十分にあるのではないか。

ただし、この場合にも、先の会議でも述べたように、地域の状況に応じて、様々な領域をまたいで住民の福祉に一括して対応するような福祉拠点を設けて、その中に子ども家庭支援拠点の機能を持たせることや高齢者領域の支援を担っている地域包括支援センターに子ども家庭福祉を担当する専任ソーシャルワーカーを配置して統合的に運営するようなことも検討するべきである。

エ 仕事ができるソーシャルワーカーを育てるためには、医師や心理職、法律家、行政実務経験が豊富な者等によるスーパービジョンを受けること（異質性を活かしたスーパービジョン）も重要であるが、同種の実務を担った経験豊かな者から、継続的にスーパービジョンを受け続ける（同質性に基づくスーパービジョン）ことが欠かせない。

この点においては、確かに、一部の市町村では難しさがあると推測する。しかし、これについても、前回会議での議論にあったような、都道府県や児童相談所へ出向する、領域は異なるものの生活保護・高齢者福祉・障害者福祉などでのソーシャルワーク業務を経験する、社会福祉協議会や児童養護施設や児童家庭支援センターを運営する社会福祉法人へ派遣するといったことにより、一定程度は、難しいとされる状態を軽減できるのではないか。

オ 前回の会議で述べたような理由から、子ども家庭福祉だけに特化した新たな国家資格を創設することには反対である。少なくとも、資格を作れば、様々な問題が霧のように晴れてしまうとは到底思えない。

カ しかし、この項でこれまで述べて来たような観点から、市町村や都道府県に、社会福祉士或いは精神保健福祉士の資格を有するものを配置することを後押しすると同時に、当面の間は、これらの資格の有無に関わらず、一定の業務経験、義務化された研修の受講、自主的な学びの蓄積（専門職団体が行う研修の受講、同上級資格や近接領域専門職資格の取得、学会への参加、大学院卒業）等をポイントとしてカウントし、更に、実際に子ども家庭福祉に関わるソーシャルワーカーとして業務を行って来た経験に基づく実践報告や実践研究（実施コスト、受講者の負担増に比べて効果高いとは思えないことから、義務研修を受講する毎にレポートを課すようなことには賛成できない。）をまとめて提出することにより、子ども家庭福祉におけるスーパーバイザーとしての実践能力があることを認定するといった仕組みであれば、これを創設する必要はあると考える。

なお、この認定を行う主体は、大規模で、且つ、福祉職の活用・育成に実績のある自治体であれば、その自治体が自ら認定するという在り方もあって良いと考える他、当該自治体が、審査能力があると認められる公益的な団体に、認定の業務を委託できるようにすることも考えられる。或いはまた、国が、ポイントとして読み込める内容をまとめた上で、公益的な団体に、ポイントをチェックすること、及び、提出された実践報告書等を審査させる業務を委託し、ここに対して、子ども家庭福祉におけるスーパーバイザーとしての認定を希望する個人が、審査を申請する仕組みを創設するといったあり方も考えられる。

ただし、いずれにしても、これを成功させるためには、①業務に誠実にあたり、実際に力量のある人が認定を受けやすいポイント配分とすることが必要である、②この認定を受けたものが、認定を受けたことによってメリットが得られる仕組み（所属している自治体での評価や待遇の改善、他の自治体への就職・割愛の際に審査の対象とされ加点されること、再雇用される場合には待遇の改善につながるなど）、民間社会福祉団体が認定されたものを雇用することによって業務委託を受ける際に評価されることなど）を合わせて検討する必要がある。そして同時に、③この認定を受けたいと思う者が、民間児童福祉施設等（保育所や学童保育、児童館などを含む）の管理者やそれらの施設・機関でスーパーバイザーになろうとするものからも出るようなもの、また、スクールソーシャルワークの分野からも出るようなものとするのが望ましい。

それは、そうでなければ、新たな仕組みを導入するだけのコストに見合わず、数を確保できず、拡がり期待することはできないと考えるためである。

2 児童虐待通告ダイヤルと相談ダイヤルの分離等について

子どものそばにいる施設や機関が、お互いに顔の見える関係の中で、児童虐待の対応を担う機関と、詳しい情報を相互に交換できるようにしない限り、児童虐待であっても、要支援児童であっても、特定妊婦であっても、迅速で効果的な対応の実現には結びつかない。

このような機関や施設からの通告や協議が、児童相談所ではなく市町村に多くもたらされている現状を踏まえれば、児童虐待の通告を児童相談所や新たに通告センターを設けて集中させることは適当だとは思えない。これは、地域でソーシャルワークを展開できるようにする、市町村が住民福祉の主な担い手となるという社会福祉全体の流れを踏まえても同様である。

しかし、このような認識は、住民の方が、児童虐待を疑った場合には、速やかに連絡できる窓口を設けて、アクセス性を高めなければならないということにまで否定するものではない。

このような観点から、以下について提案し、また、問いを立てる。

ア 189は、児童虐待通告のための児童相談所全国共通ダイヤルとして特化させることとし、保護者自らの相談や里親制度等に関する問い合わせ等については、児童相談所の通常の回線を用いるようにするか、或いは、こちらについても、アクセス性や利便性を後退させることないようにすべきということであれば、児童相談所の通常の開庁時間に対応するための、もう一つの全国共通ダイヤルを設けることを検討すべきなのではないか。

理由：・現在、両者の混在が、実践現場に混乱をもたらしている。

- ・今後189の無料化が実現し、そこに電話相談が入れば、回線が塞がれてしまって（一度相談が入れば、丁寧な対応をしなければならない。）、通告を受けることが出来ない事態が生じてしまう。（110番や119番は、長時間の通話とはならない。）
- ・通告と相談の電話の両方を24時間365日受けるとするのは、児童相談所の体制に比してあまりにも負担が大きすぎる。それは結果として、児童相談所の他の業務、特に適切に保護機能を果たすことなどを難しくさせてしまう。
- ・里親制度に関する問い合わせなどについては、スピード感より、丁寧で的確な説明をすることに方が大切である。また、問合せの連絡を受けることが、面談の約束などにもつながる日時・時間帯とすることが望ましい。

イ 189を通告専用ダイヤルとした場合、その回線で、児童相談所と市町村に電話を振り分けることは可能なのか。実際には、非常に高いハードルがあるように思われるため、どのようなことが具体的に問題となるかを検討しなければならない。

例 ・ 自治体としては上下関係がない、都道府県と市町村のどちらの窓口で電話をつなぐのかということ、受電する部署が決定することが実際にできるのか。（政令市、児童相談所設置市の場合を除く。）

- ・ 市町村と児童相談所のいずれかに電話の振り分けをしたことの適切性が問われた場合、その責任の所在はどこが負うのか。（設置を義務化するのか等も絡んで来る。）
- ・ 連絡して来てくださる方に、実際に納得感を得てもらえるのか。かえって現状より、経路機関が増えるということになり、負担感が増したり、同じことを複数回言わなければならないようになったりするという事にはならないか。
- ・ 実際に子どもを守るということにおいて、効果的と言えるのか。
- ・ 実際に、各都道府県がセンターを設置しようとした場合に、どの程度の人員や運営費が必要になるのか。このための高い力量をもった人材などが確保できるのか。

3 児童相談所の機能分化について

役割を分ければ支援が円滑に行く、同様に役割を分ければ毅然とした対応が可能となる、とは必ずしも言えない。また、決して少なくない頻度で、引継ぎの難しさや関わりの分断、組織と組織の不協和音や対立などが生じていることが報告されている。

これらを踏まえれば、何よりも必要なことは子どもの権利擁護を図り、保護者を加害者にさせないという一貫した姿勢であり、子どもと家庭に起こっていることを把握し、適切な対応の土台となるアセスメントを行う力を向上させることの方である。また、実際の面接等の場面でも、本質を見失うことことなく、適確にやりとりができる対応力である。

ただし、このような一貫した対応を堅持し、パラレルな形で展開される様々な関わりを効果的に組み合わせて実行するためには、児童相談所の組織内で、その組織や地域の状況に合わせた柔軟な機能分化やチーム編成による役割分担などを行うことは必要であり、効果的であると考える。

※ 過日の会議の際に提出した委員提出資料や意見と重なるため、詳細は省略する。

4 市町村と児童相談所との連携・協働

このことは常に言われて来たことであるが、決してうまくいっているとは言えない。平成28年の児童福祉法の改正によって新たに設けられた児童相談所長から市町村への送致についても、現状では、両者の間のやりとりを活発化させたということとはできない。

これが上手く行かないことの根底には、どちらも体制が不十分である（率直に言えば貧弱である）ことから、積極的に仕事を取りに行くというよりは、自ら責任をとらねばならないような事案をできるだけ絞りたい（必ずしも、無責任ということではなく、責任をとらなければならないものに集中するために、出来るだけ身軽な状態でいようとする。）とする動機が前面に出て来てしまったことがあるように思われる。両者それぞれの体制の充実なくして、両者の連携・協働の促進はあり得ない。

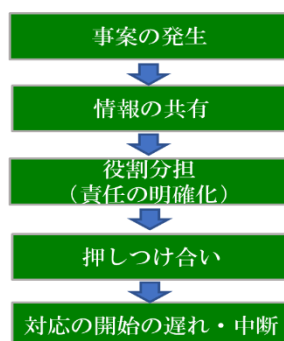
そして、もう一つ、根は一つだともいえるが、言われて来たことが、必ずしも「正」に働くのではなく、発信者の意図に反して「負」に機能してしまったことがあるように思われる。それは、「役割分担」の必要を説くメッセージが、「役割の分断」を産み出し、共に力を合わせて動くという発想を奪って来てしまったことである。このため、情報を互いに出し合い、共に子どもと家庭の状況を把握し、問題を理解し、その解決策を一緒に探ろうとする行動に結びつかず、そのためのツールである共通アセスメントツールを作っても、実際にはあまり用いられないということにつながって来ているものと思われる。

本来必要なことは、役割分担よりも、何を大切にするかという価値の共有であり、「この子を守りたい」、「この保護者を加害者にしたくない」という目標や意志を共有することである。このことをまずは合意しなければならない。そうしてはじめて、厚みと広がりのあるアセスメントが可能になり、必要な支援の全体像が明らかになり、その上で重層的で機能する役割分担が可能になるのであろう。

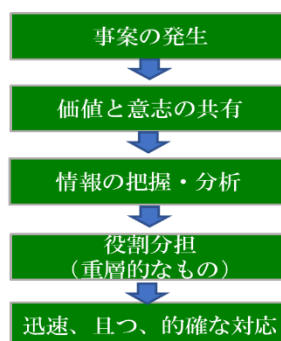
以下の図を参照されたい。

関係機関との適切な連携・協働

しばしば言われること



本来



* 価値と意志を共有しない（子どもと家族の利益を第一とする）まま呼びかけられる連携は、負担増と消耗しか産まない。
* 「べき」で論じれば、必ず、衝突がおこり、漏れが生じる。

日本社会事業大学専門職大学院 宮島清
(2018年5月15日子どもの虹研修)

12